こ成環第120号令和6年3月30日第一次改正 こ成環第135号令和7年4月1日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長 (公 印 省 略)

子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) の実施について

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)については、今般、別紙のとおり「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱」を定め、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

ついては、管内市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の適用に伴い、「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)は廃止する。

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱

## 1 事業の目的

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。

なお、市町村が適切と認めた者へ委託等を行うことができる。

## 3 事業の内容及び実施方法

## (1) 基本事業

#### ① 事業内容

ファミリー・サポート・センター(地域においてこどもの預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。)を設立して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア〜ウについては、全ての事業の実施を必須とし、さらに、会員数については、20人以上とする。

- ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- イ 相互援助活動の調整・把握等(事業において事故が発生した場合 に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。)
- ウ 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催
- エ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

オ 子育て支援関連施設・事業(乳児院、保育所、児童館、子育て短期 支援事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業等)との連絡調整

### ② 相互援助活動の内容

相互援助活動の内容は、以下に掲げるア〜カ等のこどもの預かりの活動とする。

- ア 保育施設の保育開始前や保育終了後のこどもの預かり
- イ 保育施設等までの送迎
- ウ 放課後児童クラブ終了後のこどもの預かり
- エ 学校の放課後のこどもの預かり
- オ 冠婚葬祭や他のこどもの学校行事の際のこどもの預かり
- カ 買い物等外出の際のこどもの預かり
- ③ ファミリー・サポート・センターの設置について
  - ア 本部の設置について 各市町村に1か所設置するものとする。
  - イ 支部の設置について

政令指定都市については区ごとに1か所、その他の市町村については地域の実情に応じて、本部のほかに支部を設置することができる。なお、支部を設置した場合は、別途加算の対象とする。

# ④ 実施方法

ア アドバイザーの配置について

ファミリー・サポート・センターに、アドバイザー(相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。)を配置すること。

また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することは差し支えない。

#### イ 会則の制定

市町村は、あらかじめ相互援助活動等の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。

#### ウ 会員の登録

提供会員を新たに登録する際において、過去に虐待や不適切な行 為を行っていないか聞き取り等を行うなどできる限り把握に努め、 そのような行為を行っていることが確認できた場合は、登録を差し控えること。また、登録済みの会員に関しては、随時確認・整理するとともに、虐待や不適切な行為を行った会員は速やかに登録の取消しを行うこと。

## エ 会員間で行う相互援助活動

会員間で行う相互援助活動は、こどもの預かりの援助を受けたい者(以下「依頼会員」という。)と援助を行いたい者(以下「提供会員」といい、同時に依頼会員としても登録を行っている者を含む。)との請負又は準委任契約に基づくこと。

## オ 保険への加入

会員が行う相互援助活動中のこどもの事故に備え、補償保険に加入するものとする。

## カ こどもの預かりの場所

こどもを預かる場所は、会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等、こどもの安全が確保できる場所とし、会員間の合意により決定すること。なお、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設における預かりも可能とするが、当該施設の賃借料や備品購入等に係る経費は、補助の対象としない。

また、別添1及び2を参考として提供会員が日頃から注意すべき ポイントをチェックリスト形式でまとめたリストを作成し、これを 活用して、預かり場所の定期的な安全点検を行い、こどもの事故を防 ぐ上での対応が十分でない点を明らかにして改善すること。

#### キ 預かるこどもの人数

相互援助活動の実施に当たり、一度に預かることができるこどもの人数は、提供会員1人につき、原則として1人とする。なお、やむを得ず複数のこどもを預かる場合には、提供会員の経験やこどもの年齢等を考慮し、安全面に十分配慮すること。

#### ク 相互援助活動に対する報酬

相互援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映し

た適正と認められる額を会則等で定めることができるものとする。

## ケ 提供会員への講習の実施

AED(自動体外式除細動器)の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に関する講習(安全チェックリストの活用やヒヤリ・ハット事例の検証等を内容とするもの。以下同じ。)や虐待防止に関する講習について、提供会員全員に対して必ず実施すること(ただし、他の研修等で同内容を受講済みの者で、市町村が適当と認める場合は、この限りでない。)。

加えて、預かり中のこどもの安全対策等のため、参考として以下に示す項目、時間を満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うよう努めること。

なお、子育て支援員研修のうち、基本研修、地域保育コースの共通 専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修 了した者も当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、前述の子育て支援員研修のうち、基本研修に加え、地域保育コースを既に修了している者(ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了)については、参考として以下に示す項目のうち、「9事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすこととする。

(参考:講習カリキュラム)

	講座項目	講師	時間 (目安)
1	保育の心	保育士・保健師	2時間
2	心の発達とその問題	発達心理の専門家	4時間
3	身体の発育と病気	小児科医	2時間
4	小児看護の基礎知識	看護師・保健師	4時間
5	安全・事故	医師・保健師・保育士	2 時間
6	こどもの世話	保健師・保育士	2時間
7	こどもの遊び	保育士	2時間

8 こどもの栄養と食生活 栄養・保育学科栄養学の専門家、 管理栄養士等	3時間
9 事業を円滑に進めるため ファミリー・サポート・センタ に ーアドバイザー等	3時間
合 計	2 4 時間

## コ 提供会員へのフォローアップ講習の実施

緊急救命講習及び事故防止に関する講習や虐待防止に関する講習について、提供会員全員に対して、少なくとも5年に1回必ず実施し、その他のフォローアップ講習等の実施も含め、相互援助活動の質の維持、向上に努めること。

なお、講習の実施に係る経費については、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の職員の資質向上・人材確保等研修事業のファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・提供会員研修事業として交付申請する場合は、補助の対象としない。

## サ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件(①アからウ及びこれらの事業内容を実施するために必要な④アからオ、会員数20人以上)が満たせない場合は、近隣の市町村と合同で事業の全部を実施することにより、事業実施要件を満たすこととしても差し支えない。ただし、その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。

また、緊急救命講習、事故防止に関する講習等を合同で実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と合同で実施しても差し支えない。

## (2) 病児·緊急対応強化事業

# ① 事業内容

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等(以下「病児・病後児の預かり等」という。)に関して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア〜エについては、全ての事業の

実施を必須とする。(会員数は問わない。)

なお、「病児」、「病後児」の対象については、以下のとおりとする。 「病児」とは、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っ ていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合 により保育を行うことが困難な児童をいう。

「病後児」とは、病気の回復期にある集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

- ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- イ 相互援助活動の調整・把握等(事業において事故が発生した場合 に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。)
- ウ 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催
- エ 医療機関との連携体制の整備
- オ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- カ 子育で支援関連施設・事業(乳児院、保育所、児童館、子育で短期 支援事業、地域子育で支援拠点事業、病児保育事業等)との連絡調整

### ② 相互援助活動の内容

相互援助活動の内容は、以下に掲げるア〜工等の病児・緊急対応に関するこどもの預かりの活動とする。ただし、アについては必ず実施することとし、病児及び病後児の双方を対象とすること。

- ア 病児及び病後児の預かり
- イ 宿泊を伴うこどもの預かり
- ウ 早朝・夜間等の緊急時のこどもの預かり
- エ 上記に伴う自宅、保育施設、病児・病後児保育施設等の間の送迎

#### ③ 実施方法

- (1) ④ア~クに加えて、以下の方法によること。
  - ア 提供会員への講習の実施

病児・病後児の預かり等に対応できるよう、(1)④ケの参考に示す項目、時間を満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を 行うこと。 なお、子育て支援員研修のうち、基本研修、地域保育コースの共通 専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修 了した者も当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、前述の子育て支援員研修のうち、基本研修に加え、地域保育コースを既に修了している者(ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了)については、3(1)③ケに示す項目のうち、「9事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、提供会員については、フォローアップ講習等の実施により、 活動の質の維持、向上に努めること。

## イ 医療機関との連携体制の整備

- (ア) 市町村長は、都道府県医師会、郡市区医師会等に対し、本事業 への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備するこ と。
- (4) 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医療アドバイザーとなる医師をあらかじめ選定すること。
- (ウ) 症状の急変等、緊急時にこどもを受け入れてもらう協力医療機 関をあらかじめ選定すること。

#### ウ 依頼の受付体制について

病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、携帯電話による受付、転送電話による受付などにより、1日8時間を超えて依頼の受付を行い、相互援助活動の調整ができる体制をとること。

## エ 病児・病後児の預かりについての留意事項

- (ア) 預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保 護者と協議のうえ、預かりの可否を判断すること。
- (イ) (1) ④キにかかわらず、病児・病後児の預かりは1人までと すること。
- (ウ) アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、依頼会員、時間、場所、内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれ

る体制をとること。

## オ 近隣市町村住民の利用について

地域の利用者の利便性を考慮し、居住・在勤等の条件を付さずに事業実施市町村以外(下記④イの合同実施市町村は含まない)の住民が会員登録・利用できるように会則等を定め、周知するよう努めること。

## ④ 実施体制

ア 事業の実施については、(1)①に掲げるファミリー・サポート・ センターを設立し、基本事業を実施した上で行うこととする。

ただし、基本事業とは別の会員組織として実施することも差し支えない。

## イ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件(①のアから工及びこれらの事業内容を実施するために必要な③のアから工)が満たせない場合は、近隣の市町村と合同で事業の全部を実施することにより、事業実施要件を満たすこととしても差し支えない。ただし、その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。

また、事業実施要件のうち、講習を合同で実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と合同で実施しても差し支えないこと。

(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭、低所得者(生活保護世帯、市町村民税非課税世帯)、ダブルケア負担の世帯(育児と親等の介護を同時に行っている世帯)及び障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等(以下「ひとり親家庭等」という。)の利用支援

#### ① 事業内容

ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する場合に、別途加算の対象とする。((1)①ア〜ウ又は(2)①ア〜エに加えてひとり親家庭等の全てに対し、②のいずれかの事業を実施することとし、会員数は問わない。なお、事業内容は対象によって異なるものとしても構わない。)

## ② 利用支援の内容

- ア ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、 提供会員を優先して調整
- イ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、 提供会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入 れなどに柔軟に対応
- ウ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、 提供会員への助成
- エ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、 活動前の事前顔合わせ等について、外出することが困難なひとり親家 庭等に対し、自宅等への訪問実施

## (4) 預かり手増加のための取組

- (1) ①アや(2) ①アに加えて、提供会員となりうる者に対する働きかけを行い、以下の①又は②に該当する場合に別途加算の対象とする。
  - ① 以下のア〜ウのいずれかの取組を行うとともに工の取組を行った場合
    - ア 里親や地域ボランティアを行う者が集う場又は多くの人が集まる商 業施設等に出向いての説明会や登録会の開催(少なくとも年2回以上)
    - イ 就業者向けの夜間の説明会や無料託児付き説明会の開催(少なくと も年2回以上)
    - ウ 会員以外も参加可能な交流会の開催や SNS 等を活用した周知・広報 (少なくとも年2回以上)
    - エ (1) ①アとして実施する新規会員の募集とは別に、現在在籍している依頼会員(退会した者も含む)について、提供会員となりうる者の掘り起こしや登録の働きかけ
  - ② ①に該当する場合であって、提供会員が前年度と比較して下記に示す 人数又は割合以上に増加した場合

なお、当該年度から新たに事業を開始する市町村については対象外と し、翌年度以降に申請可能とする。

## ※ 提供会員数の増加等に応じた加算申請要件

前年度の提供会員数に応じて、以下で示す増加人数又は増加割合に達 していること。(依頼会員を計上することは不可。)

提供会員数(前年度値)	増加人数・割合	
19 人以下	+2人以上	
20~99 人	+1割以上	
100 人~199 人		
200 人以上	+20 人以上	

## (5) 提供会員の定着促進

相互援助活動を行う際の不安の解消を図り、提供会員として継続的に活動してもらうため、提供会員となって間もない者や活動件数が少ない者等を対象に、アドバイザーやサブ・リーダーなどによる面談を実施するなど相談体制を構築した場合、別途加算の対象とする。

#### (6) 地域子育て支援拠点等との連携

提供会員の確保の促進や、安心してこどもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点や児童館等(以下、「拠点等」という。)におけるこどもの預かりの実施等について拠点等との調整を行い、以下の取組を行った場合に、別途加算の対象とする。

- ア 提供会員による拠点等でのこどもの預かりの促進、及び拠点等でこども の預かりを実施している場合の巡回等による見守り支援
- イ 拠点等の利用者との日常的な対話を通じた提供会員増加のための働き かけ
- ウ 拠点等と連携した緊急救命講習や事故防止に関する講習等の実施

## (7) 性被害防止対策

性加害防止対策に資する取組として講習・広報啓発等を実施した場合、別途

加算の対象とする。

# 4 留意事項

- (1)事業に従事する者は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。また、会員に対して、相互援助活動によって知り得た会員又はその家族の個人情報を他人に漏らさないよう周知を図ること。
- (2)活動中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について(令和7年3月21日付こ成安第44号、6教参学第51号通知)」に従い、必要に応じて速やかに国へ報告すること。
- (3)活動中に虐待と疑われる事案を発見した場合には、会員は本部へ速やかに報告(本事業を委託等により実施している場合は会員からの報告を受けた後、速やかに本部から市町村担当部局へ報告)し、児童相談所など関係機関と連携して適切に対処するとともに速やかに国へ報告すること。

## 5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

# 安全チェックリスト

別添1

活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、このチェックリストを使って確認を行いましょう。

1.	火災や地震の際の避難場所を知っていますか。	
2.	119番を呼ぶ際に必要となる情報(活動場所の住所、目印となる建物)について把握していますか。	
3.	緊急連絡先(依頼会員、センター、かかりつけ医など)を控えていますか。	
4.	階段や段差のあるところには、こどもが落ちないような対策がしてありますか。	
5.	ドアがバタンと閉まらないような対策がしてありますか。	
6.	たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、刃物などをこどもの手の届かないと ころに置いていますか。	
7.	硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなどこどもが飲み込んでしま うようなものはこどもの手の届かないところに置いていますか。	
8.	ビニール袋やラップなどをこどもの手の届かないところに置いていますか。	
9.	熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどをこどもの手の届かないところに置いていますか。	
10.	反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、こどもの手の届かないような 対策がしてありますか。	
11.	浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしていませんか。浴室に鍵をかけるなど、 こどもが1人では中に入れないような対策がしてありますか。	
12.	こどもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を 片づけましたか。1人で出ないように鍵をかけましたか。	
13.	こどもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための 対策はとってありますか。	
14.	こどもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを 置いていませんか。	
15.	ブラインドの紐はこどもが首をひっかけてしまわないように、こどもが届かない高さでくくってありますか	

# ファミリー・サポート・センター事業における 事故の発生状況を踏まえた提供会員の留意事項

## (1) 乳児の扱い

うつぶせに寝かせた時の方が、あおむけ寝の場合に比べてSIDS(乳幼児突然死症候群)の発症率が高いことがわかっており、うつぶせ寝がSIDSを引き起こすものではないが、特段の理由がない限りは、乳児の顔が見えるあおむけに寝かせるようにすること。

また、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことになるため、なるべく乳児を 一人にしないことや、寝かせ方に対する配慮をすること。

#### (2) こどもの転倒事故

提供会員は、こどもの進路につまづきやすいものや段差がないか注意を払うこと。 また、帰宅途中は、提供会員と手をつないで帰るなど、転倒させないための工夫をして事故防止に努めること。

さらに、自動車にこどもを乗車させる場合には、シートベルトを着用させること。 また、6歳未満のこどもについては、チャイルドシートを使用すること。

#### (3) 遊具等からの落下事故

鉄棒の上を歩く、うんていの上に登る、ブランコから途中で飛び降りるなど、遊具の誤った使用方法により事故が発生しているので、提供会員は預かり中のこどもに屋外遊具の正しい利用方法を守らせること。

また、事故はこどもから目を離してしまったわずかな時間に発生することも考えられるため、こどもから目を離さないで、こどもの動きに対応できるように留意すること。

#### (4) 自転車による事故

こどもを自転車に乗せる場合には、チャイルドシートを使用し、ヘルメットを着用させること。

#### (5) 火気の使用時における接触事故

ストーブ等の火気を使用する場合には、こどもが火気に触れることのないようにガードをつけたり、こどもの手の届かないところに配置すること。